

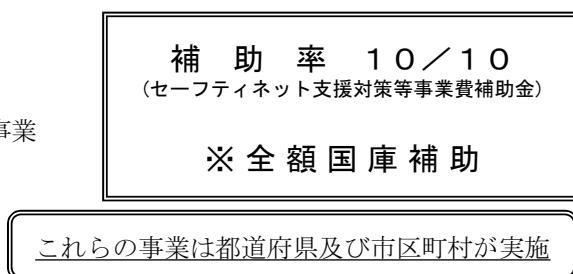
2 地域社会での支援

(中国残留邦人等地域生活支援事業)

中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、地域支援を促進する事業

(1) 事業内容

- ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業
- イ 身近な地域での日本語教育支援事業
- ウ 自立支援通訳等派遣事業
- エ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業
- オ 支援給付適正実施推進事業

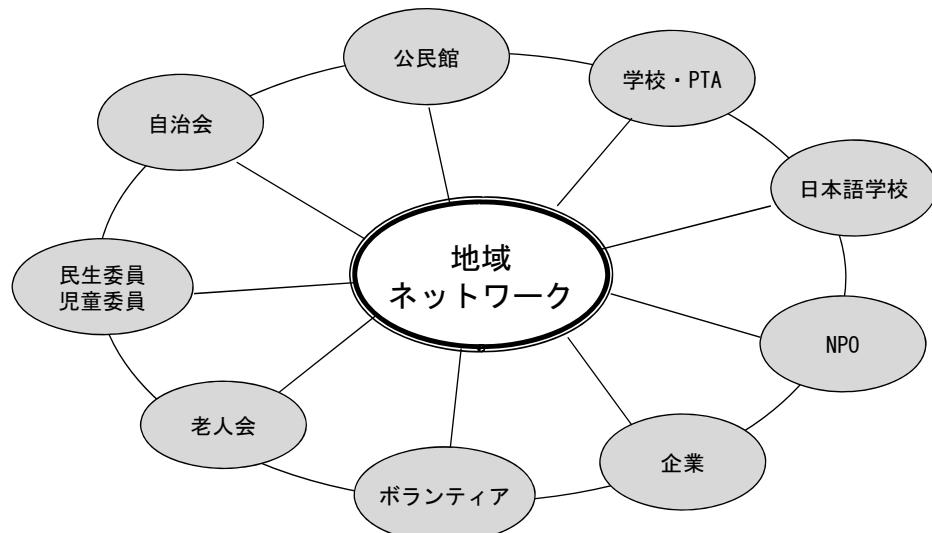


(イメージ図)

地域における多様なネットワーク

地域では、そこで暮らす方々、社会福祉や教育などの関連分野の関係者、さらに、地域社会を形成する他の様々な専門家・団体・機関によって構成されている。

組織の活動・取組のつながりと連携を取りながら中国残留邦人等が地域の一員として安心して生活できる環境を構築し、社会的自立を促す。



(2) 支援対象者

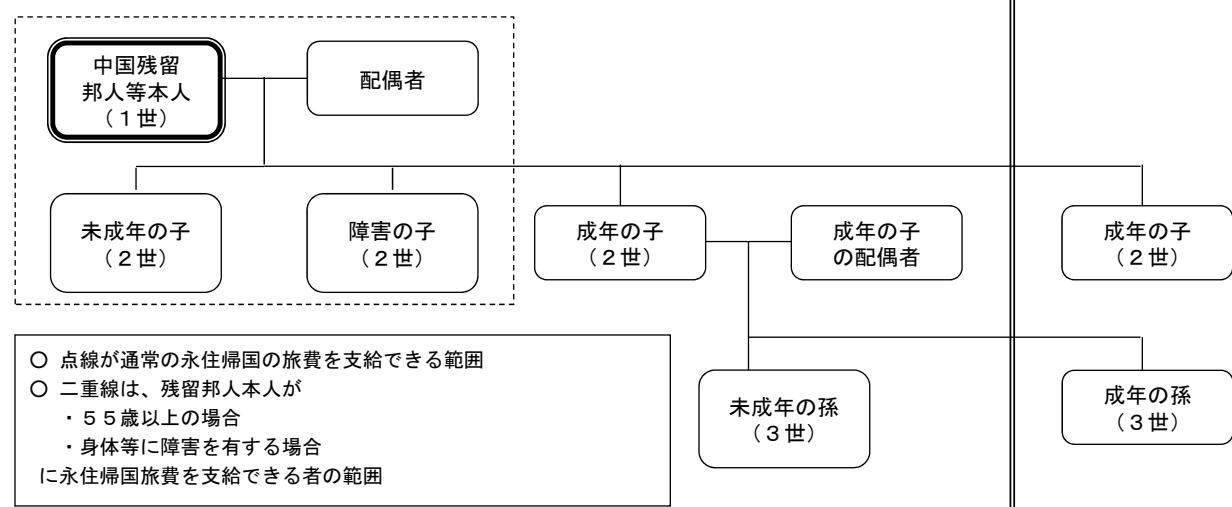
日本に国費又は自費（国費相当者）で永住帰国した中国残留邦人等とその家族（同行入国情報）を対象に支援する。

また、日本に一時帰国中の中国残留邦人等に対して、通訳支援を行う。

<参考>

- 支援法第2条第1項に規定する者及び支援法施行規則第10条に規定する親族等で本邦に永住帰国した者
- 支援法第2条第1項に規定する者であって、本邦に一時帰国した者（自立支援通訳派遣に限る。）

ア 地域生活支援事業の対象者（＝永住帰国援護の対象者）



永住帰国旅費を支給できる者の範囲

- 1 残留邦人本人
- 2 配偶者
- 3 20歳未満の実子（配偶者のないものに限る。）
- 4 身体等に障害のある実子（配偶者のないものに限る。）で扶養を受けているもの
- 5 本人が55歳以上、または身体等に障害がある場合で、自立の促進及び生活の安定のために必要な扶養を行うため生活を共にするとして、中国残留邦人等から申出のあった成年の子1世帯
- 6 その他上記に準ずると認められるもの（養父母等）

対象者を把握する際に確認する証明書等の様式

永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書

永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書
(国民年金に係る中国残留邦人等の特例措置対象者該当申出)

下記の者は、中国残留邦人等の円滑な帰國の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第2条第1項に規定する中国残留邦人等であり、本邦へ永住帰国した者であることを証明する。

平成 ■ 年 4月 28日

厚生労働省社会・援護局長
印

氏名	フリガナ	日本名	生年月日	昭和 ■ 年 8月 13日
現地名	アリス	性別		女
本籍地				
現在の居住地				
初めて永住帰国した日	昭和 63年 10月 6日			
申請受付年月日	平成 19年 12月 26日			

(参考)

(1) 初めて永住帰国した日の往日までの期間で ■年4月1日より■年5月6日-12月31日 までに係る旅券の旅券の有無	有
(2) (1)により本人より 提出された戸籍抄本 の記載内容	無
(3) (2)につき(新たに)事実が確認された日(月) ■年 ■月 ■日	
(4) 基本永住帰国日から引き続き1年以上本邦 に住所を有した日 (RE)	平成 8年 4月 1日

備考

(注) (3)及び(4)の年月日については、平成8年4月1日前の場合平成8年4月1日とする。

永住帰国旅費支給決定通知書

支給決定通知書
中水族第 ■号

下記のとおり、決定したので通知します。

平成 ■ 年 1月 5日

厚生労働大臣 外添要
印

根拠法	中国残留邦人等の円滑な帰國の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律		
支給決定の種別	永住帰国旅費		
申請者	日本名	生年月日	19 ■ 年 1月 1日
国籍	中国名	性別	男
本籍地			
居住地	中国		

支給決定内容

- 支給額及び支給方法

(1) 申請者の居住地から中国の地域における出入国港(「北京」)までの旅費
9,986 円(申請者の居住地の最寄りの中国銀行に送金)
(2) (1)の出入国港から本邦の出入国港までの旅費(当該経路に係る航空券又は乗船券を交付)
(3) 本邦の出入国港から本邦における居住地までの旅費(当該経路に係る航空券又は乗船券を交付)
2 翻譯等
- 支給額及び支給方法

氏名	生年月日	性別	氏名	生年月日	性別
■	■	妻	■	■	孫(男)
■	■	子(女)	■	■	孫(男)
■	■	子の娘			
- 本邦における居住地

東京都

注意 この部分に不満があるときは、この部分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に書面で厚生労働大臣に対して不服申立てができます。
事前協議済 K07-014

対象者を把握する際に確認する証明書等の様式

一時帰国旅費支給決定通知書

支給決定通知書
中一旅第 ■号

下記のとおり、決定したので通知します。

平成 ■ 年 9月 3日

厚生労働大臣 外添要
印

根拠法	中国残留邦人等の円滑な帰國の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律		
支給決定の種別	一時帰国旅費		
申請者	日本名	生年月日	19 ■ 年 10月 21日
国籍	中国名	性別	女
本籍地			
居住地			

支給決定内容

- 支給額及び支給方法

(1) 申請者の居住地から中国の地域における出入国港(「上海」)までの往復の旅費
9,986 円(申請者の居住地の最寄りの中国銀行に送金)
(2) (1)の出入国港から本邦の出入国港までの往復の旅費(当該経路に係る航空券又は乗船券を交付)
(3) 本邦の出入国港から本邦における滞在予定地までの往復の旅費(当該経路に係る航空券又は乗船券を交付)
- 親族等又は介護人

氏名	生年月日	性別	備考
■	■	子(女)	介護人
■	■	子(女)	
■	■	子(女)	
- 滞在予定地

東京都港区高輪3-1-3-1
グランドプリンスホテル新高輪

注意 この部分に不満があるときは、この部分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に書面で厚生労働大臣に対して不服申立てができます。

自立支度金支給決定通知書

支給決定通知書
中自支 ■号

下記のとおり、決定したので通知します。

平成 ■ 年 2月 7日

厚生労働大臣 外添要
印

根拠法	中国残留邦人等の円滑な帰國の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律		
支給決定の種別	自立支度金		
申請者	日本名	生年月日	19 ■ 年 10月 23日
国籍	中国名	性別	女
本籍地			
現在の居住地	所沢市中国橋元定宿泊センター(埼玉県所沢市並木4-1)		
帰国前の居住地	中国		
本邦に上陸した日	2008年 1月 14日		

支給決定内容

- 支給額 557,500円
- 親族等

氏名	生年月日	性別	氏名	生年月日	性別
■	■	子(男)	■	■	
■	■	子の妻	■	■	
■	■	子の娘	■	■	

注意 この部分に不満があるときは、この部分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に書面で厚生労働大臣に対して不服申立てができます。

対象者を把握する際に確認する証明書等の様式

一時金支給決定通知書

一時金第 [REDACTED] 号										
支 給 決 定 通 知 書										
下記のとおり、決定したので通知します。										
平成20年 3月 28日										
										
<p>根 据 規 定 中國扶留邦人等の円滑な帰国の促進及び在住特区後の自立の文部省に 関する法律(平成6年法律第30号)第13条第3項</p>										
<p>支給決定の種別 一 時 金</p>										
<p>申 請 者 [REDACTED] 生 年 月 日 昭和[REDACTED]年5月31日</p>										
<p>住 所 [REDACTED]</p>										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">一 時 金 の 支 給 決 定 額</td> <td style="width: 40%;">4, 378, 400 円</td> <td style="width: 30%;">A</td> </tr> <tr> <td>うち社会保険庁へ代理追納した金額</td> <td>4, 378, 400 円</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>申請者に支払う金額(A-B)</td> <td>0 円</td> <td>C</td> </tr> </table>		一 時 金 の 支 給 決 定 額	4, 378, 400 円	A	うち社会保険庁へ代理追納した金額	4, 378, 400 円	B	申請者に支払う金額(A-B)	0 円	C
一 時 金 の 支 給 決 定 額	4, 378, 400 円	A								
うち社会保険庁へ代理追納した金額	4, 378, 400 円	B								
申請者に支払う金額(A-B)	0 円	C								
<p>注1: この支給決定に不服があるときは、この支給決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して不服申立てをすることができます。</p> <p>注2: この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣)提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日から6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならないこととされています。</p> <p>注3: 上記(C)の金額は、申請者が指定した振込先口座に送金します。</p>										

ウ 事業別支援対象者の区分

(平成25年度)

区 分	中 国 残 留 邦 人 等 支 援 ネ ッ ト ワ ク 事 業	身 近 な 地 域 で の 日 本 語 教 育 支 援 事 業	自立支援通訳等派遣事業				地域生活支援プログラム事業						支 援・相談員		
			自立指導員	自立支援通訳	就労相談員	巡回健診相談	日本語教室等通所(学)活動推進	自学自習者に対する教材費の支給	地域で実施する交流事業	地 域 で の 日 本 語 教 室		地 域 で の 就 労 等 支 援			
										民 間	ボランティア	日本語学校紹介	就労に役立つ日本語教室の紹介	生活保護受給者等の就労による正規賃金取得支援事業の活用	
1 中国残留邦人等・配偶者	支援給付受給者		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※1 ○
	生活保護受給者		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 中国残留邦人等の未成年の子(帰国時)	同居	生活保護受給者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	別居	生活保護受給者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 中国残留邦人等と同居入籍した子供等	同居	生活保護受給者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	別居	生活保護受給者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注意)

1. 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業について

中国残留邦人等が地域の様々な行事に気軽に参加できるような仕組みを作り、地域の中での理解や見守り・支え合いなど安心して生活できる環境を構築するためのものであることから特に支援対象者を定めていない。

2. 身近な地域での日本語教育支援事業の「日本語教室の開催に必要な経費の支援」について

上記対象者は1人以上受講している実施主体が開講する日本語教室に対して経費補助するものである。

3. 地域生活支援プログラム事業の「訪中支援」について(※1)

支援給付を受けている者については、「支援給付を受けている者に対する海外渡航の取扱いについて」(平成22年6月1日、社援企発0601第1号)に基づき取り扱う。

(3) 各事業の具体的な内容

ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業

地域での多様なネットワークを活用し、中国残留邦人等が地域の日本語教室や交流事業などに気軽に参加できる仕組みをつくり社会的自立を促す。

(ア) 地域住民に対する広報活動事業

地域住民に対して中国残留邦人等が置かれた立場や状況に理解を求める又は職場での受け入れを求めるなどの説明会や催し等の広報活動の実施に必要な経費を支援する。

(イ) 支援リーダーの配置

地域での交流事業等に気軽に参加できるよう地域住民と中国残留邦人等との調整を行う者（支援リーダー）の活動費を支援する。

(ウ) 地域で実施する日本語交流事業への支援

自治体等が実施する日本語交流事業に要する経費を支援する。

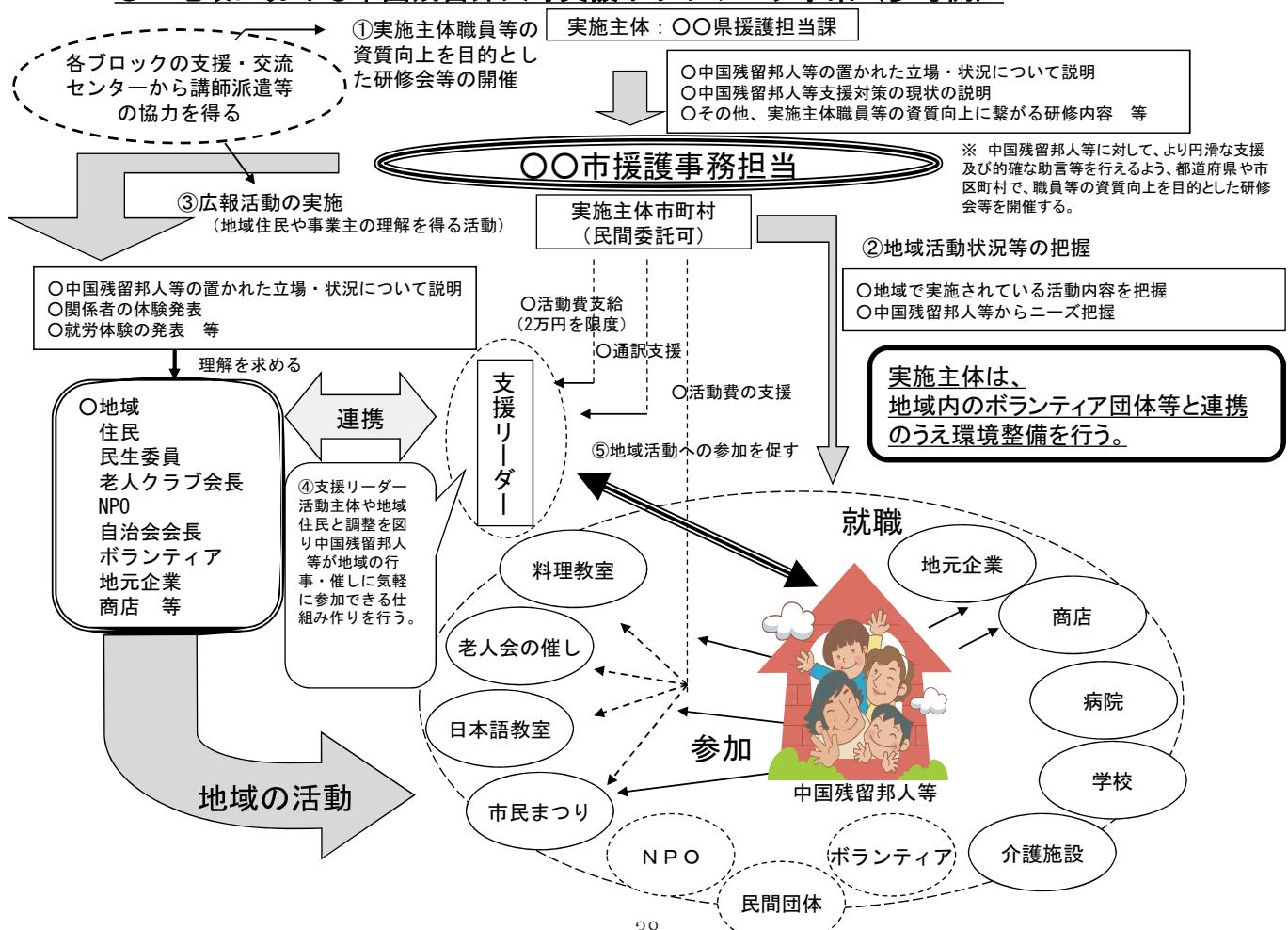
(エ) 関係職員等研修・啓発事業

実施主体職員等の資質向上を目的とした研修会等の開催に必要な経費や各種研修会への参加を支援する。

この事業は、市町村（特別区含む）又は都道府県が実施。

但し、上記(ア)～(エ)の事業について、都道府県が事業を行う場合は、支援連絡会の設置が必要となる。

○ 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業（参考例）



「地域住民に対する広報活動事業」の実施例

① 中国（旧満州）等から引揚げた体験や、就労の実体験などの発表

- ・残留邦人の方を講師として招き、実体験を発表いただく。

② 映画上映会

- ・中国残留邦人等に関する映画を上映する。

<上映する映画（例）>

- ◇ 二つの国の中間で—中国残留邦人映像記録集①— 37分
(企画・提供：中国帰国者支援・交流センター 制作：(財) NHKインターナショナル)
- ◇ 蒼い記憶—満蒙開拓と少年たち— 90分
(制作：満蒙開拓・映画制作委員会 監督：出崎哲)

③ 展示コーナーの設置

- ・中国残留邦人等が置かれた立場、状況について、広く一般市民に対して、理解を求めるため展示コーナーを設ける。

<展示コーナーの設置場所（例）>

- ◇ 市役所、公民館、市民まつりの催し 等

④ 残留邦人等を支援する団体などの活動内容を紹介

- ・残留邦人等を支援する団体等から講師を招き、団体が行っている活動内容などを紹介する。

⑤ 中国帰国者支援・交流センターの活動内容を紹介

- ・支援・交流センターから講師を招き、センターで行っている活動内容を紹介する。

「地域で実施する日本語交流事業」の実施例

①料理教室

例：地域の方に中国料理を教えたり、日本料理を教わる中で、楽しみながら会話力を向上させる。

②音楽教室

例：歌を覚えることで、自然に楽しく日本語習得をすることを目的とする。また、練習の成果を発表する場を設ける。

③書き初め（習字）教室

例：書き初め（習字）を通して日本文化を学ぶ。正月（季節）にまつわる単語を書くことで季節の言葉を覚える。

④絵手紙教室

例：絵手紙作成を楽しむとともに、手紙の書き方、文字を学ぶ。また、年賀状や暑中見舞等季節の葉書を覚える。

⑤農作業教室

例：水田用地を借地し、田植えから稲刈りまでの作業を行う。会話力、日本の伝統、協調性、助け合いを学ぶ。

⑥交流懇談会

例：料理教室や農作業等の機会ある毎に、交流後に懇談する時間を設けて会話力を向上させる。

⑦年賀状講習会

例：年賀状の書き方を学ぶことを通して、日本の正月文化や葉書の書き方を学ぶ。

⑧紙芝居

例：中国から伝わったとされる七夕を題材に、地域の小学生に対し紙芝居を行う。

⑨各地域の行事（祭り等）への参加

例：大学の文化祭にて、大学生と一緒に水餃子の店を出す。販売や餃子作成を通して日本語を学ぶ。

⑩お花見、月見、七夕、クリスマス会、新春餅つき大会

例：季節のイベントに参加し、日本の季節の行事を知るとともに地域住民と楽しみながら交流をはかる。

⑪人形劇鑑賞

例：人形劇団により劇を演じてもらったあと、国による違いなどを話合い、言葉の説明を受けたあとで再度言葉の使い方を確認しながら人形劇を見る。

⑫映画鑑賞会

例：日本文化がテーマになっている映画を見て、その後皆で感想を発表し合う。

⑬ゲーム大会

例：進行役が歌やゲームの指導をする。文字を見つけて単語を作ったり、動物や植物の単語を使ったゲームを行い楽しみながら日本語を学ぶ。

⑭体操教室、太極拳、社交ダンス、ゲートボール、マレットゴルフ、ハイキング等

例：地域の方と一緒に体を動かす交流から、日本語学習、引きこもり防止、健康作りを目的とする。

⑮ボランティア活動

例：地域のボランティア活動に参加し地域住民と交流をはかり、また地域の一員だということを意識する。

⑯防災訓練

例：障害者や高齢者と同様、日本語が不自由なことより災害弱者である帰国者に対し防災訓練を行う。また、防災センターを見学することで、防災に対する知識や技術を学ぶ。

⑰課外研修（体験学習）

例：県内の文化遺産めぐりをする。事前にしおり作りや、見学する文化遺産にまつわる勉強をし、交流後は感想文を書くことで、日本文化と日本語を学ぶ。

例：郷土文化について調べるとともに、実際に作成したり、見学したりして体験する。

例：事前に山菜の勉強をした上で、山菜採り体験を行い、その山菜を材料に天ぷら作りを行う。

例：地域の中の工場見学をし、就労への関心を持たせる。

「関係職員等研修・啓発事業」の実施例

- ① 中国残留邦人等の置かれた立場・状況について学習
 - ・残留邦人の方を講師として招き、実体験を発表いただく。
 - ・中国残留邦人等に関する映画を上映する。
 - ② 中国残留邦人等支援対策等の学習
 - ・外部講師を招き講演する。
 - ◇中国残留邦人等支援制度の紹介
 - ◇中国帰国者支援・交流センター及び関係団体などの活動内容の紹介
 - ◇近隣自治体の支援事業の紹介
 - ◇支援・相談員や日本語講師等の支援者からの体験発表
 - ◇分科会による意見交換会の実施
 - ③ その他、実施主体職員等の資質向上に繋がる研修内容
 - ・自立支援通訳、自立指導員及び支援・相談員等を対象に、医療現場での通訳の注意事項や医療用語、表現などを学習する「医療通訳研修会（仮称）」を開催する。 等
- ※ 支援連絡会及び連絡協議会の開催経費について
中国残留邦人等の状況を把握のうえ、関係機関等と連携を図るために開催する支援連絡会等に要する経費も当該事業にて補助することができます。

実施主体が企画実施する研修会等以外に、中国帰国者支援・交流センターや関係団体等が実施する研修会等に参加する場合又は国が実施する全国会議等に出席する場合は、当該事業にて参加旅費を補助します。

イ 身近な地域での日本語教育支援事業

中国残留邦人等が身近な地域で日本語を学べる場を提供し、それぞれの状況に応じた支援を行う。

(ア) 日本語教室の開催に必要な経費の支援

実施主体がボランティア団体等を活用して、地域に日本語教室を開講するための経費を支援する。

（安定的な教室の開催や学習内容の充実を図るために、支援対象者が1人以上受講していれば、日本語教室の開講に要する経費の全額補助可能。
（但し、人件費や管理費等の補助金対象外経費を除く。））

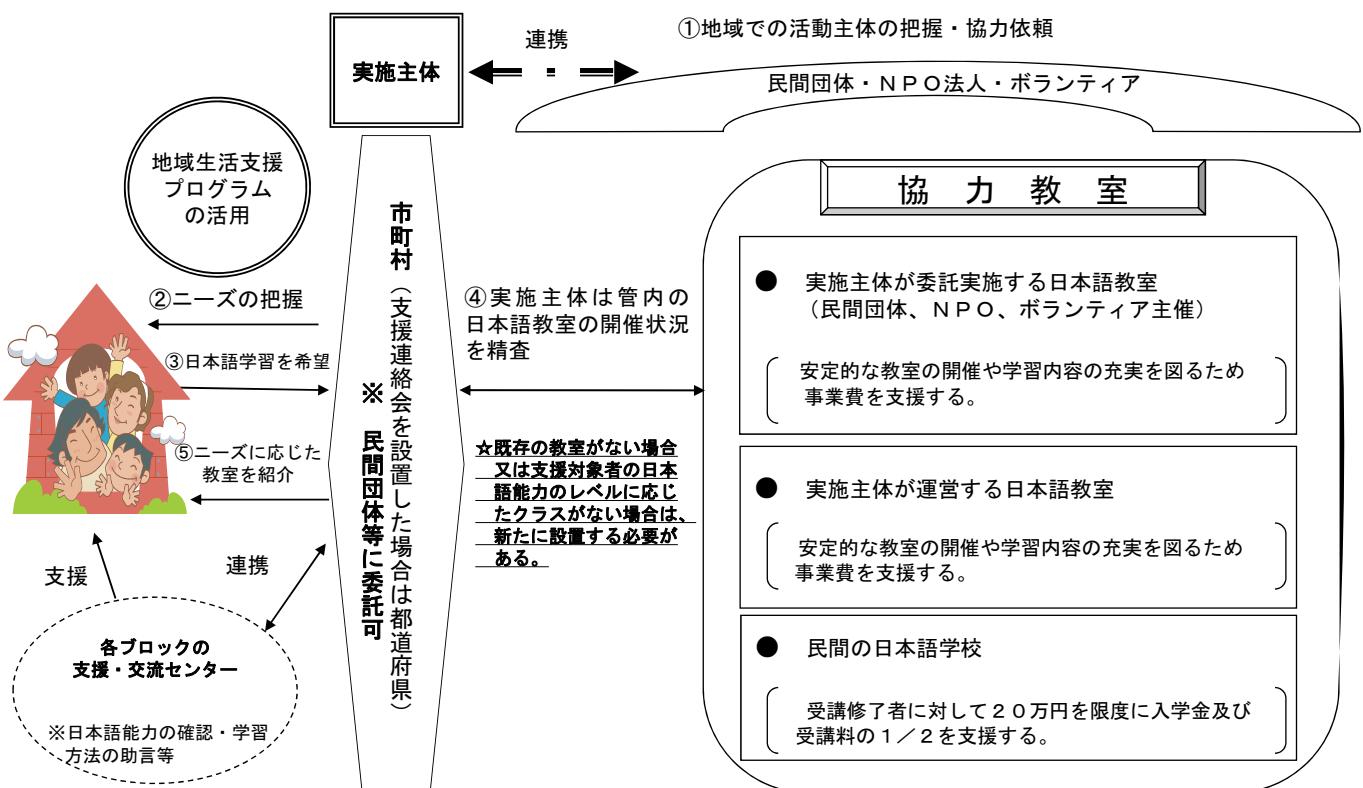
(イ) 民間日本語学校利用時の受講料等支援

地域の民間（有償）日本語学校の受講するための経費を支援する。

（受講修了者に対して20万円を限度に入学金受講料の1／2を支援する。）

この事業は、市町村（特別区含む。支援連絡会を設置した場合は、都道府県）が実施。

○ 身近な地域での日本語教育支援事業（参考例）



○ 支援対象者のニーズや日本語能力のレベルに応じた学習内容を提供することが重要である。

平日は就労しているため夜間又は土日に学習したい！ → 夜間、休日クラスを設ける。
就労に役立てるような日本語が学びたい！ → 就労に役立つ日本語が学べるクラスを設ける。

ウ 自立支援通訳等派遣事業

中国残留邦人等の日常生活上の相談、公共機関等のサービス利用時の通訳、就労のための相談及び健康相談等を行うことで、地域で安心した生活が送れるよう支援を行う。

(ア) 自立支援通訳派遣事業

医療や健康相談を受ける際、公的機関から援助を受ける際などに通訳が必要な場面に同行して、通訳業務を行う。

(イ) 自立指導員派遣事業

日常生活での諸問題に関する相談、指導や関係行政機関への連絡を行う。

(ウ) 就労相談員派遣事業

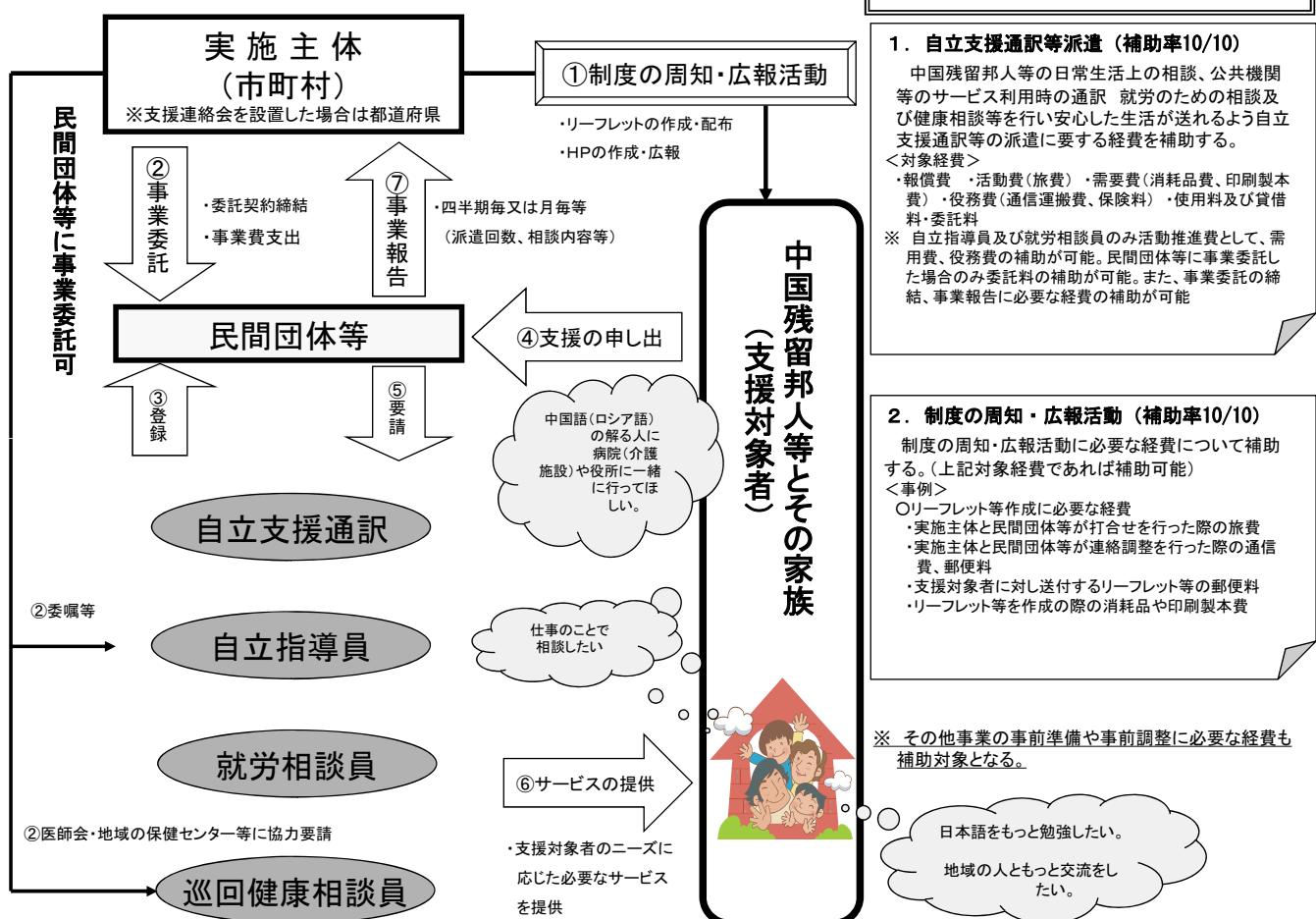
就労に向けた相談、指導や就労後の離職を防止するための指導に加え、就労受入れ企業の開拓等を行う。

(エ) 巡回健康相談の実施

地域巡回、戸別訪問で、医療、保健衛生上の観点から必要な助言を行う。

この事業は、市町村（特別区含む。支援連絡会を設置した場合は、都道府県）が実施

○ 自立支援通訳等派遣事業



○ 自立支援通訳等派遣事業の手当等

- ① 自立支援通訳等の報償費と活動費（訪問旅費）
 - ・実施主体の雇用規程又は旅費規程に基づき額の設定
 - ※ 報償費は、国の予算単価を利用することも可能
- ② 自立指導員と就労相談員の活動推進費（参考文献購入費、通信費、印刷費）
 - ・受け持ち世帯数にかかわらず自立指導員等1人につき、実施主体が定める額を年額として設定
 - ※ 国の予算単価を利用することも可能
- ③ 巡回健康相談事業の補助金対象経費
 - ・実施会場により健康診断を行う場合は、巡回健康相談員の報償費の他、以下経費を計上することが可能
 - ◇ 会場借上料（借料及び損料）
 - ◇ お知らせ等作成（消耗品費、印刷製本費）
 - ◇ 電話料と郵送料（通信運搬費）
- ④ 自立支援通訳等が参加する場合の各種の研修・講座等への参加経費
 - ・各種の研修・講座等に参加する際の受講料、教材費、旅費を補助経費とする
 - ◇ 対象となる研修・講座等…医療機関の受診等に関する基礎的な知識、通訳上の留意点などの内容のもの

【自立支援通訳等の単価】

報償費(1日 ①自立支援通訳9,360円 ②自立指導員9,360円 ③就労相談員9,000円 ④巡回健康相談員13,570円)

活動推進費(年間 ①自立指導員28,800円 ②就労相談員22,200円)

活動費(1日 自立支援通訳等1,860円)

※参考として示しているもので、各自治体毎に単価を設定することは可能。なお、平成25年度より自立支援通訳及び自立指導員の業務の内容性、支援・相談員との均衡を考慮し、自立支援通訳と自立指導員の単価を改定した。

○ 自立支援通訳、自立指導員、就労相談員の業務内容を全て行うことができる者を選任することも可能

※ その者に対する報償費等の単価は実施主体の雇用規程又は旅費規程に基づき設定

